

入札説明書

案件名

広報さがみはら及び
ホームページバナー広告
掲載業務委託

相模原市 市長公室 広報課
(令和8年1月5日公告)

「広報さがみはら及びホームページバナー広告掲載業務委託」に係る入札執行の公告に基づく一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 契約件名

広報さがみはら及びホームページバナー広告掲載業務委託

(2) 業務内容

本業務は、「広報さがみはら」、「市公式ホームページ」及び「マイ広報さがみはらホームページ」に広告掲載を行うもの。

詳細は、「広報さがみはら及びホームページバナー広告掲載業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

広報さがみはら 令和8年4月15日号から令和9年4月1日号まで

ホームページ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められること、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められること。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められること。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められること、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められること。
- (7) 入札日前日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和6・7年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目が「広告・宣伝委託」での認定がなされていること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。

- (9) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市 市長公室 広報課
電 話 042-769-8200 (直通)
ホームページ URL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加手続、入札・開札等に関する事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札予定日は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書・入札書を、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。
提出期限は1月28日（水）必着とする。
- (2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること。
- (3) 入札書は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。
なお、入札参加申込書は外封筒に同封すること。
- (4) 郵送した日に「3 問合せ先」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- (5) 送付先は、「3 問合せ先」とする。
- (6) 持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (7) 開札は1月29日（木）とし、執行回数は、1回とする。
- (8) 最高札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとする。

5 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページからダウンロード可。
- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質疑応答書提出期限及び質疑回答予定日は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、別紙の質疑応答書により作成し、必ず電子メールで提出すること。

※質疑応答書を E-mail 送信した場合は、必ず市担当者に電話確認を行ってください。（電話確認のないものは無効とします。）

E-mail: koho@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話：042-769-8200（直通）（午前8時30分～正午、午後1時～5時）

※1月16日（金）の質疑応答書の提出は午後4時まで（必着）

※回答は、市公式ホームページに掲載する。

（掲載ページ：

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/koho/site/1015567.html>

6 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

7 入札金額の記載に関する事項

- (1) 消費税を除いた金額を記入すること。入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加算した金額をもって契約金額とする。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの（押印は省略できるものとする）
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ 「4 入札参加手続、入札・開札の日時等に関する事項」(1)の期限までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ 「4 入札参加手続、入札・開札の日時等に関する事項」(1)で記した書留郵便で送付していないもの
 - ク 「4 入札参加手続、入札・開札の日時等に関する事項」(3)で記した二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

9 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最高札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。

- (4) 入札執行回数は、1回とする。
- (5) 落札者決定通知書はファクシミリにより通知する。

10 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

履行保証保険契約を締結する場合は、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、その場合においても保険金額は、契約金額の100分の10以上とし、寄託できない場合は契約を解除する。また、新たな履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合においても、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであるときは、同様とする。

11 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

12 契約金の支払方法に関する事項

契約書及び仕様書に従って、請求に基づき支払う。

13 開札に立ち会う者に関する事項

開札は郵便入札のため、入札者の立会いは要しない。

14 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

15 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、契約規則によるものとする。

相模原市 市長公室 広報課
電 話 042-769-8200
FAX 042-753-7831